選挙運動用自動車使用契約書

　　　　　　　　　（以下甲という。）と　　　　　　　　　　（以下乙という。）は、選挙運動用自動車の借入に関して、次のとおり契約を締結する。

（自動車の借入）

１　甲は、乙から、乙の所有する次の自動車を借り入れするものとする。

　　自動車の種類

　　自動車の登録番号

（借入期間）

２　借り入れする期間は、次のとおりとする。

　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで

（借入料金）

３　借り入れの料金は、次のとおりとする。

　　金　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

　　ただし、１日につき　　　　　　　　　円とする。

（支払の方法）

４　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、３に定める借入料金を乙に支払うものとする。

（支払の特例）

５　甲が公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる場合は、４の定めにかかわらず、乙は、平田村議会議員及び平田村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和２年平田村条例第２６号）の規定に基づき平田村に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　この場合において、平田村が乙に支払う金額が３に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

　　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各１通を所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　甲

　　乙

選挙運動用自動車燃料供給契約書

（以下甲という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下乙という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給に関して、次のとおり契約を締結する。

（燃料の供給）

１　甲は、乙から、甲が使用する次の選挙運動用自動車に、乙の所有する燃料の供給を受けるものとする。

選挙運動用自動車の自動車登録番号

（燃料供給の期間及び量）

２　燃料供給の期間及び量は、次のとおりとする。

　　燃料供給期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで

　　燃料供給量(予定総量)　　　　　　　　　　　　　　リットル

（燃料供給料金）

３　燃料供給の料金は、次のとおりとする。

　金　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　円）

　　ただし、１リットルにつき、　　　 円　　銭とし、燃料供給量が２に定める予定総量に満たない場合は、供給量に　　　 円　　銭を乗じた金額とする。

（支払の方法）

４　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、３に定める燃料供給料金を乙に支払うものとする。

（支払の特例）

５　甲が公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる場合は、４の定めにかかわらず、乙は、平田村議会議員及び平田村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和２年平田村条例第２６号）の規定に基づき平田村に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　この場合において、平田村が乙に支払う金額が３に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各１通を所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　甲

　　乙

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

　　　　　　　　（以下甲という。）と　　　　　　　　　　　（以下乙という。）は、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関して、次のとおり契約を締結する。

（運転手の雇用）

１　甲は、選挙運動用自動車の運転手として、乙を雇用するものとする。

（雇用期間）

２　雇用する期間は、次のとおりとする。

　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで

（報酬）

３　甲が乙に支払う報酬の額は、次のとおりとする。

　　金　　　　　　　　円

　　ただし、１日　　　　　　円とし、乙が運転業務に従事しない場合は、従事しない日１日につき 　　　　　　円を減ずるものとする。

（支払の方法）

４　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、３に定める報酬を乙に支払うものとする。

（支払の特例）

５　甲が公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる場合は、４の定めにかかわらず、乙は、平田村議会議員及び平田村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和２年平田村条例第２６号）の規定に基づき平田村に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　この場合において、平田村が乙に支払う金額が３に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各１通を所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　甲

　　乙

選挙運動用ビラ作成契約書

　　　　　　　（以下甲という。）と　　　　　　　　　　　　　（以下乙という。）は、選挙運動用ビラの作成に関して、次のとおり契約を締結する。

（ビラの作成）

１　甲は、選挙運動用ビラの印刷作成を乙に依頼し、乙は、これを引き受けるものとする。

（規格品質）

２　規格・品質・仕様等は、別紙のとおりとする。

（作成数量）

３　作成する数量は、　　　　　　　枚とする。

（納期）

４　乙は、令和　　年　　月　　日までにビラを印刷作成して甲に納入するものとする。

（作成料金）

５　印刷作成の料金は、次のとおりとする。

　　金　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

　　ただし、１枚につき、　　　　円とする。

（支払の方法）

６　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、５に定める作成料金を乙に支払うものとする。

（支払の特例）

７　甲が公職選挙法第１４２条第１１項の規定によりビラを無料で作成することができる場合は、６の定めにかかわらず、乙は、平田村議会議員及び平田村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和２年平田村条例第２６号）の規定に基づき平田村に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　この場合において、平田村が乙に支払う金額が５に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各１通を所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　甲

　　乙

選挙運動用ポスター作成契約書

　　　　　　　（以下甲という。）と　　　　　　　　　　　　　（以下乙という。）は、選挙運動用ポスターの作成に関して、次のとおり契約を締結する。

（ポスターの作成）

１　甲は、選挙運動用ポスターの印刷作成を乙に依頼し、乙は、これを引き受けるものとする。

（規格品質）

２　規格・品質・仕様等は、別紙のとおりとする。

（作成数量）

３　作成する数量は、　　　枚とする。

（納期）

４　乙は、令和　　年　　月　　日までにポスターを印刷作成して甲に納入するものとする。

（作成料金）

５　印刷作成の料金は、次のとおりとする。

　　金　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

　　ただし、１枚につき、　　　　円とする。

（支払の方法）

６　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、５に定める作成料金を乙に支払うものとする。

（支払の特例）

７　甲が公職選挙法第１４３条第１５項の規定によりポスターを無料で作成することができる場合は、６の定めにかかわらず、乙は、平田村議会議員及び平田村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和２年平田村条例第２６号）の規定に基づき平田村に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　この場合において、平田村が乙に支払う金額が５に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各１通を所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　甲

　　乙